

甲府市総合市民会館調整会議について

* 調整会議

- ・ 日 時：毎月1日の午前11時より開催します。
ただし、1日が日曜・祝日あるいは休館日にあたる場合は、その月の最初の平日に開催します。
- ・ 会 場：大会議室（催し物の関係で別会場になる場合があります）

調整会議日程

使用月	開催月日	使用月	開催月日
令和5年7月分	令和5年2月1日(水)	令和6年1月分	令和5年8月2日(水)
8月分	3月1日(水)	2月分	9月1日(金)
9月分	4月1日(土)	3月分	10月2日(月)
10月分	5月1日(月)	4月分	11月1日(水)
11月分	6月1日(木)	5月分	12月1日(金)
12月分	7月1日(土)	6月分	令和6年1月4日(木)

- ・ 同一の催し物について複数の申し込みはできません。
また、許可を受けた目的以外の施設の使用およびその権利を、他人に譲渡または転貸することはできません。判明した場合は、無効となります。
- ・ 調整会議で申請されたものは、キャンセル・変更はできませんのでご注意ください。
- ・ 使用目的および内容等によっては、使用許可できない場合もありますので、あらかじめ管理事務室へお尋ねください。(例：飲食を目的とする場合等)

* ご利用案内

使用時間	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00

※使用時間には、準備・仕込み・片づけ等に要するすべての時間を含みますので、使用時間内に終了するよう無理のない計画を立ててください。

- ・ 定員厳守：各施設の定員を厳守してください。
- ・ 申請受付：午前8時30分から午後5時30分まで。休館日は受け付けません。
- ・ 予約期間：当月を含めた6か月先まで
- ・ 予約方法：調整会議に出席しない場合、各会場の予約は電話等で受け付けますが、調整会議の対象となる月の予約は、調整会議の翌日からとなります。
* 予約した日から1週間以内に申請手続きをしてください。
- ・ 休館日：①毎週火曜日。ただし、その日が祝日にあたる場合はその翌日。
②12月29日から翌年1月3日まで。
③設備点検等のため、臨時に休館となる場合があります。

問い合わせ先 甲府市総合市民会館
055-231-1951（火曜日休館）